

産学官連携の推進に向けて

岩手県立大学
学長 谷口 誠



グローバル化の進展に伴い、製品や技術・サービス、人材などをめぐる世界的な大競争時代を迎えた今日、地域社会が持続的な発展を遂げていくためには、地域においてイノベーションを連続的に沸き起こす仕組みづくりが重要となっております。

地域の知の拠点である大学が産業界や自治体、NPOなどと連携・協働する「産学官連携」は、このイノベーションを引き起こすトリガーとして、重要な役割を担っているものと考えられます。

本県においては、これまで産学官民の連携組織として、「岩手ネットワークシステム」が全国に先駆けて組織されたことにより、言わば大学と地域の垣根が取り払われ、地域の中小企業との共同研究などの活動を通じた産学官連携の土壌が形成され、地域産業の振興に寄与して参りました。

しかしながら、産業社会の高度化、グローバル化に伴い、産学官連携のあり方も変革を迫られていると言えます。即ち、これまでの単に研究シーズを社会へアウトプットするという産学官連携のあり方から、地域産業ポテンシャルや社会ニーズをより一層とらえた自由な発想や国際的連携に基づくアイデアや技術をベースとした研究を志向した産学官連携のあり方が求められていると考えられます。

本県においては、豊かな自然環境の中で育まれた安心・安全な食材の宝庫として恵まれた資源を戦略的に活かし農業など一次産業の再生を目指すとともに、製造業の基盤を支える中小企業を活性化し、あるいは医療や福祉分野における住民本位の社会システム産業を創出することなど、地域再生に向け取り組むべき大きな課題があります。

今後、大学においては、これらの社会から求められているニーズを踏まえ、そのもてるポテンシャルを基盤としてあるいは他大学などと連携して、学際的・複合的な研究を進めることにより、岩手の地域特性に対応した「シーズ」を生み出していく必要があります。

これらの研究開発を進めるにあたっては、国際的な

知と情報を積極的に導入していくことが重要であり、大競争の状況下の世界に通用する価値創造を目指すことが肝要です。

幸いにも本県は、明治期において、世界価値基準の知識と技術を欧米から直接学び、農業などの産業振興を実践し、地域社会の発展に尽力した新渡戸稲造先生などの偉大な先人を輩出するすばらしい伝統と土壌を有しております。

このような風土のもと、本学は、平成10年の建学以来、地域に根ざした大学として、実学・実践重視の教育・研究を進め、人間性豊かな社会の形成に寄与する自律的な人間を育成し地域に有為な人材を輩出するとともに、社会の諸課題に対応した研究成果を還元することにより地域社会に貢献することを大学の使命とし、これまで看護職の技術高度化や防災システムなどの研究に取り組みその成果を地域に提供して参りました。

また、今年4月の法人化に伴い、平成22年度を展望した中期目標及び中期計画を策定し、少子高齢化プロジェクトや環境研究プロジェクト、幅広い応用分野が期待されるテラヘルツ応用研究プロジェクトやコミュニティFMラジオ局の開設を主眼とする共創メディア研究プロジェクトなど、地域社会のニーズに対応した5つの学際的な「全学プロジェクト研究」をスタートさせました。

このような研究プロジェクトを推進するにあたって、地域の中小企業を始め産業界、行政、公的団体等との連携を強めながら、「実学・実践」の理念に立った実証的な研究を強力に推進し、世界価値を創造することにより、岩手の21世紀型産業へのイノベーションに寄与したいものと願うものです。

21世紀の岩手が、国際的な視野を持ち創造性豊かで実践的かつ自律的な人材を育成し、郷土の伝統や先人に学ぶ「賢者の道」を着実に歩むことを強く期待し、本学もその一助として貢献できるよう邁進していくものです。

中央会創立50周年記念事業 「中国大連経済事情視察」報告

今年度創立50周年を迎えた本会の記念事業の一環として、大連市を中心に地域経済及び貿易環境の調査と県内企業等の海外経済活動の推進を目的に、去る平成17年10月15日(土)から19日(水)の5日間の日程で、総勢29名による視察を花巻発大連直行のチャーター機を利用し開催いたしました。



本会視察団出発式

～出発の日(10月15日(土))～

当日は生憎の雨でした。出発前に「岩手・大連友好の翼」出発式が行われ、その後本視察団の出発式を団長の本会谷村副会長からの挨拶を交え行ったのち、出発は60分ほど遅れ午後1時45分に離陸、一路大連周水子国際空港へと向かいました。

大連は岩手の空模様とはうって変わって良い天気で、まずは空の旅の無事を感謝し、専用バスに乗り込み異国の風景を車窓から眺めながらホテルへと向かいました。

大連最初の夕食は、市内のレストランで地元大連料理を味わいました。どのあたりが大連料理なのか分からずじまいでしたが、どの料理も美味しくいただきました。ただ、白いご飯だけは評判が良くありませんでした。夕食のあとはガイドの案内で足ツボマッサージ専門店へ行った方も・・・

～視察2日目(10月16日(日))～

この日は、午後から旅順地区の戦跡を視察する予定のため天気が心配でしたが、朝から太陽が顔を出しており安心しました。

まずは、岩手県が今年4月に開所した『岩手県大連経済事務所』を視察しました。市内の中心部に程近く便利な場所に位置し、中国人スタッフが所長を含め3名体制で県内企業等のサポートを行っています。中国でのビジネスを考えておられる企業等の方は是非ご利用くださいとのことでした。



工場内の様子(大連尾坪食品有限公司)

次に大連市内から南方の旅順にある『大連尾坪食品有限公司』を訪問しました。尾坪食品は、大船渡市の(株)尾坪商店の中国法人で、主にカットわかめの製造を、そして欧米向けの味付け茎わかめも製造しています。2001年に法人登記、2002年に操業を開始し、現在は約60名のスタッフ、売上高は2億円ほど。中国での加工においても品質を重視し、燃料も価格の安い重油や石炭ではなく、温度が安定するLPガスを用いるなど、中国だからといって質を落とすことはしていないとのこと。また、選別作業をするスタッフはかなり視力が良く、普通の日本人には見えない不具合を発見すると話してらっしゃ

いました。現地の副社長を務めるのは28歳の兼平副総経理。中国語を専攻されていたそうです。工場内で働く現地人スタッフも年齢層は若いという印象でした。

尾坪食品を後に、我々はさらに南下し旅順戦跡視察の1箇所目『水師營』へと向かいました。乃木将軍とロシアのステッセルが会見を開いた場所のすぐ隣のレストランで食事をとり、会見所を視察しました。会見所は中にも入ることができ、当時のままに壁・土の床を見ることができました。中では写真が展示され日本語の堪能な年配の中国人から日露戦争・会見について説明を受けました。

水師營の次は、少しバスで移動し、『二〇三高地』へ向かいました。駐車場に着くとすぐに我々を見つけた“籠や”が寄って来て、降りた我々に「シャチョウ！シャチョウ！」と声を掛けてきました。確かに二〇三高地の名前の由来の標高 203mの地点までは、急な上り坂が待っていました。しかし、我々の中では、誰も利用する方がなく“籠や”は残念がっていました。上まで登ると旅順港が見え、海から攻めてくる敵が一目で見えるといった場所でした。当時は、木が生い茂っていたのかも知れませんが、現在はきれいに整備され観光地化していました。休日の午前特に観光客がたくさん訪れるとのことでした。

旅順での最後は『東鶏冠山北保壘』です。保壘は日本軍とロシア軍の激しい攻防が行われた要塞の場所です。保壘の外壁には生々しい弾痕が残り、破壊された屋根・大きく崩れた壁と当時の様子が想像されました。ひとしきり視察した後、市内に戻りました。この日の夜は広東料理でしたが、前日との違いが分かりませんでした。



東鶏冠山北保壘

～視察3日目(10月17日(月))～

10月17日の最初の視察先、『マイカル大連商場』は日本のマイカルグループがオープンさせ、その後大連商場に買収されたショッピングセンターです。ファッション関係から家電製品、食品などが充実している造りはいわゆるデパートでした。中国の庶民ではなく富裕層をターゲットに高級感を漂わせていました。また、日本語のアナウンスがあるなど滞在している日本人にもとてもやさしいショッピングセンターとなっていました。



盤起工業(大連)有限公司

次に訪れた『盤起工業(大連)有限公司』は北上市にも製造拠点を構えるパンチ工業(株)が大連に1990年に設立した法人。国内向け「プラスチック金型用部品」「プレス金型用部品」等が生産されています。中国国内に工場を4箇所・営業所22箇所を構え、取扱高はその分野では第一位の実績を持っています。従業員2,200名は一部の管理職を除きほとんどが中国人ですが、製造部品ひとつひとつを自己責任で管理、経験年数と技術力を評価するなど、やりがいを持たせる方法をとっています。管理職にも積極的に登用、日本の常識を押し付けるのではなく、地域の特性と国民性を生

かした社員教育をおこなうなど、進出企業として成功している例といえます。

同日夕方より、『大連市貿易合作局及びジェットロ大連事務所の説明会』を開催しました。はじめに大連市投資促進センター部長姜言波氏より大連市の概況についてお話を頂きました。大連市は交通機関も発達しており日本からのアクセスも良好、定期便増発の計画もあり益々便利になると予想され、なおかつ大連市は日本との良好な関係を望んでおり、行政レベルで投資環境の整備を行っているとのことでした。

その後、ジェットロ大連事務所長三根伸太郎氏より中国進出企業の事情についてお話し頂きました。大連市を中心とする遼寧省への日系企業投資実績は香港・マカオについて第二位、貿易では第一位に位置しており、この地域は歴史的に親日的であり生活環境がよく、日本語教育を強化している大学が集中しているため日本語人材が豊富で、地理的に日本に近いなど日系企業が進出しやすくなっているとのことでした。

また大連市は、労働力が豊富かつ定着率も高く、特に教育程度が高いためソフトウェア産業も発展しつつあるとのこと。これは、中国の優先的・戦略的産業として情報産業を中核として考えていることが背景にあり、ソフトウェア産業の売上は2000年から2004年には4.1倍、輸出は6倍に増加しているとのこと。三根氏からは、対中国ビジネス戦略の必要性について「中国で何をしたいのか?」「中国とどう向き合うのか?」など事例を交えて説明いただきましたが、マーケットをきちんと調査し、あらゆるリスクを想定した上で進出している企業が成功しているとのこと。中には失敗した企業もあり、現地の事情を把握するためにも、ジェットロ大連事務所を有効に活用してほしいと締めくくりました。

なお3日目は、ジェットロ大連事務所の日向代表を交えての懇談夕食会を開催しました。四川料理でしたがこれまでの料理との違いがやはり分かりませんでした。

～視察4日目(10月18日(火))～

4日目最初に視察した『大連ソフトウェアパーク』は大連市西南端の星海海岸にある高等研究文化区と高新技术産業区において1998年に起工され、広大な土地(第1期敷地面積は3km²、第2期は7km²)にソフトウェア開発会社をはじめ、大手企業の研究開発部門が税務上の優遇政策適用のもと開業しています。

1999年のオープン以来、当市は「国家たいまつ計画ソフトウェア産業基地」として中国国内初の「ソフトウェア産業国際化モデル都市」に認定されているほか、国内に11カ所ある「国家ソフトウェア産業基地」の一つであり、また国内に5カ所ある「国家ソフトウェア輸出基地」の一つとなっています。

現在、パーク内の入居企業数は200社を超えており、うち3割強は外資系企業で、また全社のうちその半数以上の企業は、日本向けのソフトウェアと情報サービスのBPO業務(「ビジネス・プロセス・アウトソーシング」の頭文字を取ったもので、「企業内の業務」を一括して委託できるサービス)を行っているとのことでした。さらに同パークは人材、市場の資源を統一した形で提供するための一環として2000年6月に、同パーク内に中国初のIT関連のエリートを育成する専門大学「東北大学東軟情報技術学院」(学生数約1万人)も創設しています。

午後視察した『大連経済技術開発区』は大連市街地から20数キロ離れた郊外に位置し、1984年9月に国务院が定めた14の沿海開放都市の一つに指定され、経済技術開発区の設置を決定、同年10月に着工。企画総面積は398km²、開発済面積は70km²であり、現在は1,912社(うち日系530社)が開業しているとのことでした。

第1期開発区(1984年～)は海に面した10km²に工業区、商業区、生活区に区画し、人口20万人の新都市として計画され、また第2期開発区(1990年～)は第1期開発区の北東に位置する14km²に日中合弁大連工業団地、台中合弁振鵬工業城、保税区が開設されています。

また入居企業に対する優遇政策の一例として企業所得税が生産型外資系企業は15%(通常30%)、経営期間10年以上の企業に対しては、黒字計上年度から2年間納税免除、その後3年間は半額免除(いわゆる2免3減)のほか、地方税(3%)は、利益計上の年から7年間免税となっているとのことでした。外資企業誘致に力が入っていることが感じられました。

大連最後の食事は、中国式しゃぶしゃぶでした。牛肉から、えび団子、水餃子、うどんなどの具を鍋で煮ながらの食事となり、これまでの炒め物中心とはまた違い、これも美味しく頂きました。

～帰国の日(10月19日(水))～

朝9時半ホテルを出発、空港へと向かいました。帰りの飛行機は定刻に離陸、約2時間半で無事花巻空港へ着陸し、参加されたみなさんは大連のお土産を手にとりそれぞれの家路につかれました。

今回、直接視察先とは関係ありませんが、食事のメニューが日本人の口に合う料理がほとんどで好評を頂きました。食文化を知る上で毎回の食事も重要な意味を持つのですが、とうとう地域の違いはよく分かりませんでした。飽きるほど世界3大料理の一つである中華料理を堪能できました。

大連での企業視察・関係機関等視察により、中国への工場進出におけるイメージ及び市政府の日本企業への期待などが感じられ、また、土産売場などでは特に中国人商売人の気質も分かり大変有意義に視察を終えることができました。

最後に、本視察を実施するにあたりご対応いただきました各企業・団体の皆様とその手配につきましてご配慮いただきました岩手県、そして、ご参加いただきました皆様に紙面をお借りしまして御礼申し上げます。



大連ソフトウェアパークでの説明



帰国の途に着く参加者

「大連商談会」・「いわて食品フェア」参加報告

岩手県・宮城県主催で、大連フラマホテルにて本会視察期間中の10月17日『大連商談会』が開催され、本会職員も参加してきました。商談会には、岩手県から14企業、1団体が、宮城県からは3社が参加し、中国側企業も89社が参加して実施されました。

商談では参加企業同士の商談時間が組まれていましたが、会場を見てまわっていた中国企業が、飛び込みでブースを訪れたりなど積極的な姿勢が感じられました。

今回の商談会によるその場での成約は無いとのことですが、帰国後も中国企業から問い合わせや取引要望があり、参加企業が興味をもたれていることが分かりました。40分ほどの一度の商談で契約に至るとは考えられませんが、前年度の商談会がきっかけとなり取引が生まれたというのも納得がいきました。



商談会の様子

本会では、(株)さいとう製菓のブースで商談の様子を見せていただきましたが、中国側の積極的なお話しとほとんどの中国企業で社長が参加しており、またその半分ほどが女性であることにも驚きました。5時間半の日程が時間いっぱい有効に使われ、日本側企業も中国側企業も非常に有意義な商談ができたのではと思います。

商談会の次の日18日午後には、同じホテルで『いわて食品フェア』が開催され、商談会参加企業の内、主に食品製造関係業種の企業が出展されていました。

会場には、約160名が訪れオープニングセレモニーの後、試食・試飲の段になると各ブースには来場者がいっせいに押し掛け、各ブースの出展者は対応で大わらわだったようです。

大連での商談会・食品フェアでは「かもめの玉子」を通じて、菓子に対する中国人の味覚がそれほど日本人とは変わらず、日本の菓子がそのままでも中国人に受け入れられる可能性があることが分かり、その時代の中国での食に関する動向（健康に悪いとされる食品の日本との違いやダイエットを気にする女性が多いなど）も、実際に現地に行って中国の方と話をすること、自分自身の目で見て、耳で聞いて、肌で感じるにより理解することができました。

中国企業との取引には、リスクが伴います。国内でも初めての取引先には、リスクが伴うものですから、外国企業相手ではましてそのリスクに対する対策を充分に取らなければなりません。同時に、相手と顔を合わせることが国内同様に大事なのだと改めて感じました。

大連商談会参加企業

No	企業名称	所在地	業種等
1	(有)アサヒテクノ	北上市	土木コンクリート
2	(株)あさ開	盛岡市	酒類製造
3	(株)伊藤商店	釜石市	水産物加工
4	小野食品(株)	釜石市	調理冷凍食品
5	(株)川秀	山田町	海藻・寿司だね加工
6	(株)さいとう製菓	大船渡市	菓子製造販売
7	(株)松栄堂	一関市	菓子製造販売
8	酔仙酒造(株)	陸前高田市	酒類製造
9	東北大島工業(株)	一関市	金属製品製造
10	(株)南部美人	二戸市	酒類製造
11	(株)ネクスト	盛岡市	ソフトウェア開発
12	八幡平ロイヤルホテル	八幡平市	サービス業
13	理研食品(株)大船渡工場	大船渡市	食品製造
14	三甲(株)東北支店	盛岡市	プラスチック容器製造販売
15	大船渡市	-	地方行政
16	東日本フーズ(株)	石巻市	寿司ねた・刺身類加工
17	(株)半田屋	仙台市	飲食店経営
18	(株)フィッシュカッターツザワ商事	気仙沼市	水産・食品加工機械販売



食品フェアの様子

中小企業振興に関する要望書を県選出議員へ提出

中央会は、先に県内 9 地域で開催した「組合代表者との地区別懇談会」等において討議された、中小企業並びに中小企業組合が直面する重要かつ緊急な諸問題を下記の要望事項にとりまとめ、その実現が図られるよう、去る 10 月 4 日、県選出の国会議員に提出しました。

< 中小企業振興に関する要望 >

1. 原油価格調整制度の導入

急激な原油価格の高騰によって中小企業は、原材料アップなどのコスト増を価格に転嫁できず、収益の悪化を招いている。このため、急激な原油価格高騰の場合は、国が価格を調整する「原油価格調整制度」を導入すること。

2. 「育てる融資」促進

財務内容、担保重視の審査基準により行われてきた中小企業向け融資の状況を踏まえ、中小企業における技術力・将来性やキャッシュフローに着目した無担保・第三者無保証のいわゆる「育てる融資」を促進すること。

3. 中小企業関係税制対策

- (1) ポイントカード、商品券等の発行に係る未引換分の収益計上時期は、法人税基本通達（2 - 1 - 33）において発行年度から足かけ 5 年目の年度とされているが、未引換分の収益計上は交換資金の社外流失を招き、交換資金が不足する等組合運営上大きな問題である。このため、未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。
- (2) 法人事業税の外形標準課税については、中小法人への課税対象拡大を絶対に行わないこと。（資本金 1 億円以上を対象）

4. 規制緩和

規制緩和にあたっては、経済規制全般をゼロベースで見直すというのではなく、業界の安定、商品やサービスの安全性の確保、雇用の維持、過当競争の防止等考慮し、真に規制緩和が必要な分野について、その効果と影響を判断しながら進めること。

5. 新 JIS マーク表示制度への移行に伴う認定基準の緩和

平成 17 年 10 月 1 日より運用開始された新 JIS マーク表示制度の認定は、従来の国から民間の第三者機関（登録認証機関）が行う認証制度に変更されることとなったが、認証機関の登録基準には国が定める認証指針（一般認証指針及び分野別認証指針）がある。我が国固有の畳など国際ガイド（ISO / IEC ガイド 65）に整合しにくい製品については認証基準の緩和を行うこと。

（ 要望書を提出した県選出の国会議員 ）

「衆議院議員」		「参議院議員」	
達 増 拓 也	氏	平 野 達 男	氏
鈴 木 俊 一	氏	主 濱 了	氏
黄川田 徹	氏	工藤 堅太郎	氏
小 沢 一 郎	氏		
玉澤 徳一郎	氏		

岩手県商工労働観光部長等との懇談会

去る10月26日、本会では、鈴木会長、千葉専務理事、佐藤理事・事務局長、後藤卓郎事務局次長が酒井商工労働観光部長他岩手県首脳に面会し、平成18年度県商工労働観光部施策推進方針と本会の新規事業提案について懇談した。

まず、酒井部長からは、平成18年度の商工労働観光部の施策推進方針の概要について説明を受けた。来年度、商工労働観光部では、ものづくり、地場産業、観光、産業人材の4分野を注力すべき分野として設定。特に「伝統産業の育成」、「観光振興」

「食産業の振興」「中心市街地活性化」については本会に役割を期待する場面が出てくるのではとの部長からの発言があった。

また、本会からは先に知事要望を行った事項の内、本会を中小企業連携の中核的支援機関として位置付けを確立すると共に、「中央会事業費の確保」として提案した「7つの事業」（「一丁目一番店事業」、「産・学・街スクラム事業」、「仙台圏市場開拓事業」、「業界診断事業」、「ネット販売事業」、「指導員等長期派遣事業」、「ものづくり技術・技能伝承支援事業」）について各々具体的に説明を行い、その事業の必要性等についてご理解をいただいた。



平成17年度組合女性職員研修会を開催

去る10月26日～27日、江刺市において組合女性職員研修会を開催した。参加者25名は、組合事務局職員という共通認識の下、相互に研修・交流を深め、資質の向上を図った。



初日の研修会では、盛岡大学文学部教授(平泉郷土館長)大矢邦宣氏を講師に「義経と平泉～古のロマンに触れる～」をテーマに平泉の歴史について学んだ。歴史的事実に基づいた考察のほか、実はこうだったというここだけの話、NHK大河ドラマ「義経」撮影の裏話など、ユーモアを交えた先生の話術に引き込まれた。また、平泉は「世界文化遺産」登録を目指している。招致委員でもある大矢先生は、黄金文化「金色堂」の世界的意義についても熱心に説いた。

また二日目の視察研修では、地場産業の「岩谷堂羊羹回進堂」の工場を見学。製造工程の説明を受け、出来たての羊羹をいただき、試食コーナーでは各種の製品を賞味した。その後「蔵まちモール」を散策。江刺市川原町商店街が地域おこしとして実施した“蔵を活用した街づくり”は、統一した景観に江刺の名産品や伝統工芸品を扱う名店が立ち並び、職人の技が息づいている。そして最後に平泉建築群を壮大なスケールで再現したテーマパーク「歴史公園えさし藤原の郷」を見学、奥州藤原氏の軌跡とみちのく東北の歴史と文化を体感した。さわやかな秋晴れのもと「政庁」「伽羅御所」等を観覧、はるか平安の都に思いを馳せ、水面に映る「無量光院」にしばしの間喧騒を忘れた。

「政府系中小3金融機関金融機能の維持・強化」並びに
「商工組合中央金庫の存続」を県選出国會議員に要望！

本会では、政府の経済財政諮問会議で政策金融改革の検討が再開されたことを受け、中小企業に関係の深い3機関（商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫）の改革が、中小企業の経営に多大な影響を及ぼすことにもなりかねないことから、県選出の国会議員に対し、政府系中小3金融機関の金融機能の維持・強化に関する要望を行った。

要望は、政府系中小3金融機関が中小企業金融のセーフティネット機能を有し、併せて創業や新分野進出、経営革新、再生などに挑戦する中小企業への資金供給や、担保・保証に過度に依存しない融資など民間金融機関の融資が実現

しにくい分野において極めて重要な役割を果たしていること理由に、政府系中小3金融機関が将来にわたり専門性を維持し、貸付規模・組織・機能を強化することを強く訴えた。

また、政府系中小3金融機関、とりわけ商工組合中央金庫については、中小企業組合とその構成員のための組織専門金融機関として、事業協同組合等中小企業連携組織の指導機関である中央会と緊密な関係のもと、車の両輪のごとく中小企業の成長を金融面から支えてきたことを踏まえ、下記の理由により「商工組合中央金庫の存続」を改めて県選出の国会議員に対して要望、その存続を強く働きかけた。

民間金融機関との協調による中小企業金融の円滑化

財務基盤が脆弱で環境変化の影響を受けやすい中小企業に対し、日常的に必要な資金を長期安定的に提供することは民間金融機関だけで対応できるものではないことから、商工組合中央金庫では、民間から調達した資金を民間金融機関と協調しながら、民間金融機関に準拠したリスクに見合った金利で融資をしている。

組織金融を通じた政策実現

中小企業基本法では中小企業による連携の重要性に基づき、中小企業の事業共同化のための組織整備を実現する施策を講ずることとしており、そのための連携組織対策は中小企業政策の重要な柱となっている。商工組合中央金庫は組合及び組合員企業の双方に対し、連携組織対策の推進を金融面から支えており、政策実現の重要な役割を担っている。

新しい金融手法の開発と普及

商工組合中央金庫は、CLO（複数の中小企業向け貸付債権をとりまとめ証券化する手法）やDIPファイナンス（再生に取り組む中小企業等への貸し出し手法）、DDS（既存債務の一部を劣後ローンへ変更することにより企業信用力を向上させる手法）、さらには売掛債権担保融資等の先駆的な金融手法を開発あるいは導入し、中小企業の資金ニーズに応える新しい資金供給手法を普及させる「呼び水」の役割等を発揮している。

商工中金 ~ その機能と役割 ~

- 「官」の政策性を「民」の効率性で実現 -

商工中金とは

中小企業専門の政策金融機関で、中小企業及び中小企業組合の金融円滑化を目的に昭和 11 年（1936 年）に設立される。正式名称は「商工組合中央金庫」。

政府と中小企業組合がともに出資・運営する「パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）」の組織で、政策金融機関の中で唯一民間出資を受け入れている。

国内外合わせて 100 店舗以上の広大なネットワークを有する。

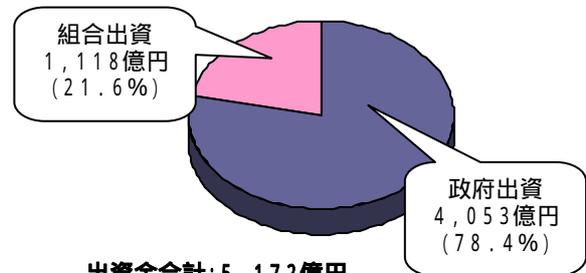
商工中金の特徴

商工中金は「中小企業の」「中小企業による」「中小企業のための」協同組織金融機関であり、融資の対象となるのは、原則的に商工中金に出資している協同組合等の中小企業団体及びその構成員に限られる。

また、政策金融機関として出資や監督などの面で政府の関与を受けており、政府の信用力を背景に、中小企業政策において期待される役割を果たしながら、一個の金融機関として経営の健全性や効率性の確保に努め、長年にわたり経営に必要な収益を上げ、民間出資への配当を実現している。

ちなみに商工中金は税金を支払うことが義務付けられている。

商工中金の出資金内訳



出資金合計: 5,172 億円
(2005 年 3 月 31 日現在)

役割 1

中小企業の持続的成長を支える

「ワンストップ・プラットフォーム」としての役割

商工中金は、政策金融機関で唯一、手形・小切手の決済業務や短期の融資業務をおこなっており、各種金融サービスから経営コンサルティングまでをワンストップで提供する。

財務だけでなく、経営者の手腕や思いなど、個別の経営実態を把握し、経営状態の一時的な悪化にとらわれることなく、長期にわたる安定的な支援、ニーズに即した機動的なサービスを展開。

役割 2

創業・革新・再生の「目利き」としての役割

70 年近い歴史の中で培った「目利き」機能を発揮して、企業の挑戦を評価し、積極的に資金や情報を提供。

- ・創業段階では、独創的な技術・アイデアを持つベンチャー企業向けの無担保融資。
- ・革新段階では、融資や株式・社債の引受け、各種情報提供など、中小企業を総合的に支援。
- ・再生段階では、適切な再生計画の策定支援、事業再生に必要な融資など。

役割 3

「セーフティネット」としての役割

急激な外部環境の変化によって、経営危機に陥るようなダメージを受けた中小企業に対し、短期融資を始めとする総合金融機能を発揮しながら、迅速・柔軟に対応。ダメージが大きい場合や緊急性が高い場合には、専用の相談窓口を設置する。

役割 4

「企業間連携」「地域連携」を促進する役割

組合をはじめとする中小企業の組織化やネットワーク化に必要な資金の融資や、国・都道府県・業界団体の各種制度融資、地域金融機関と協調した中小企業への融資などを展開。

役割 5

中小企業金融の「フロントランナー」としての役割

資金調達の方法は、投資家からの資金を呼び込む証券化や流動化など多様化し、過度に担保・保証に依存しない手法が目立っている。こうした新しい金融手法を率先して導入・支援し、中小企業の間で定着させることも商工中金の役割のひとつ。

原油価格上昇による関連中小企業者対策について

世界の原油価格において最も有力な指標とされるウェスト・テキサス・インターミディエイト（WTI）の先物取引原油価格が一時 1 バレル 70 ドルを突破するなど、原油価格は近時未曾有の上昇を見せ、一部落ち着く様相を呈しているものの、長引く価格高騰にも中国などの新興工業国を中心に需要の伸びが続くなど、今後の先行きが不透明な状態が続いています。

日本経済は過去に石油危機を経験し、石油に対する耐性が強化したとはいえ、原油価格の上昇は、幅広い業種の中小企業に影響を与え、企業コストの上昇、収益の減少など経営活動全般に深刻なダメージを及ぼすものといえるでしょう。

このような外部環境の急激な変化を受けて、商工中金をはじめとする政府系中小企業金融機関等では特別相談窓口を設置し、原油価格の影響を受ける中小企業者への対策を講じています。

1. 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融 3 機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、影響を受ける中小企業者の相談に応じる体制を整備。

2. セーフティネット貸付

相当程度影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融 3 機関において、セーフティネット貸付（**経営環境変化対応資金**）が利用可能。

経営環境変化対応資金

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業者の方は融資が受けられます。

対象となる方

社会的、経済的環境の変化（企業の大型倒産、原材料価格の急騰など）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの、中長期的にはその業況が回復すると見込まれる方

支援内容

貸付限度額

【中小公庫】一般貸付と合わせて 4 億 8 0 0 0 万円

【国民公庫】一般貸付と合わせて 4 8 0 0 万円

【商工中金】 4 億 8 0 0 0 万円

貸付利率：基準利率（担保・保証条件の特例を受ける場合は金利上乘せ）

貸付期間：7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

担保・保証条件：担保の全部又は一部を不要とする融資制度、経営者本人の個人保証を不要とする制度及び第三者保証人等を不要とする融資制度が利用可能

取扱金融機関

中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にご相談下さい。

新市誕生 八幡平市

- Town Information - 西根町・松尾村・安代町が合併して誕生した八幡平市は、県都盛岡市の北西に位置し、西は秋田県仙北市（田沢湖町）・鹿角市が、北は青森県田子町がそれぞれ接しています。北東北のほぼ中心に位置し、観光・交流の拠点としての役割が期待されています。市の南端には岩手山がそびえ、西部地域には八幡平を始めとする奥羽山脈の山々が南北に連なり、中央部には安比高原、また、前森山・七時雨山・田代山などの山々が横断しています。



八幡平市長 田村 正彦 氏

これらの山々を源として、市は大きく3つの水系に分けられます。南東部は北上川水系が肥沃な盆地を形成し、農業をはじめとする産業が活発に展開されています。

中央から北東部は馬淵川水系最大の支流、安比川が八幡平に源を發し、北西部は米代川が日本海に注いでおり、川沿いに平坦地が開け、集落を形成しています。

メモ 人口 32,485人 面積 862.25km²
URL <http://www.city.hachimantai.lg.jp/>

農と輝の大地 - 岩手山・八幡平・安比高原の恵に満ちた、交流新拠点をめざして -



豊富な高山植物に囲まれる国立公園「八幡平」

八幡平市は、岩手山・八幡平・安比高原に代表される山々に抱かれ、豊かな緑や良質の水、美しい自然の景観にあふれる地域です。これまでも、この恵みを暮らしや産業の礎として発展してきましたが、今後もこの恵みを生かして産業を振興し、そこに暮らす人々の生活をさらに豊にしていくことがまちづくりの方針となっています。

全国トップクラスの生産高を誇るほうれん草やリンドウを始め、米、畜産物などに代表される農林業を基幹産業として、国立公園の「八幡平」、国が指定する特別天然記念物「岩手山焼走り熔岩流」、オールシーズンリゾートの「安比高原」など、合併により一層の連携充実が可能となる最上級の観光資源を活かし、広域的観光ルートの開発やスポーツ施設との連携による合宿や大会・体験型観光の新拠点として全国的にアピールしていく方針です。

特に、これらの美しい景観を背景に地域に密着する農林業と観光を融合した農村体験型のグリーンツーリズムの振興、そして滞在型で地域とふれあえる受け入れ体制の整備に力を注いでいます。

農（みのり）プロジェクト と 輝（ひかり）プロジェクト

市は、新市の将来像を「農（みのり）と輝（ひかり）の大地 - 岩手山・八幡平・安比高原の恵みに満ちた、交流新拠点をめざして - 」とし、その重点施策の一環として以下のプロジェクトを推進しています。

農（みのり）プロジェクト

- 花き通年出荷体制整備事業
- ハウレンソウ等大規模生産団地整備事業
- 集落水田農業ビジョン実践支援事業
- 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

輝（ひかり）プロジェクト

- 岩手山・八幡平・安比高原・七時雨周辺地域活性化事業
- 観光情報発信事業
- グリーンツーリズム推進事業
- コンベンション誘致事業
- 新市ブランド推進事業
- 企業誘致推進事業
- 地域情報格差解消事業



国指定・特別天然記念物「岩手山焼走り熔岩流」

情報連絡員レポート

9月分 景況感の低迷続く

全体の概要

前月に続いて、一部製造業では回復の動きがみられるものの、その他の製造業及び建設業関連、商店街等の非製造業では、燃料価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により特に収益・景況感の指標はマイナス幅が大きく、本県中小企業を取り巻く経営環境は総じて厳しい状況である。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

気温が高目に推移したこともあり洋生菓子類は販売が落ち込んでいる。消費動向は相変わらず低調なままである。

調味料製造業

味噌の出荷量は前年同月比-19.5%(91t)。在庫数量は同+10.7%(425t)。操業度は同-18.5%(76.5%)。また、醤油の出荷量は前年同月比+7.6%(468kℓ)。在庫数量は同-12.7%(378kℓ)。操業度は同+9.1%(94.2%)。

木材・木製品製造業

針葉樹原木は合板工場の県産材需要が旺盛なためチップ工場の入荷量は減少している。沿岸部のチップ工場では原木調達不足のため原木価格を上方修正したところもある。パーク(樹皮)の処分が困難である。

生コンクリート製造業

上半期を経過したが減少に歯止めがかからない。県全体で、ついに上半期初めて50万m³を割ることになった。これで17年度出荷量が100万m³を割ることが確実となった。

水産物卸売業

9月の水産物取扱高は取扱量で2,098t、前年同月比+6.1%。取扱金額で1,399百万円、前年同月比

0.6%となった。特にさんま、イカの取り扱いが増加したことが取扱量の増加要因につながった。

酒・調味料小売業

酒類全体の数量、金額が前年比90%となった。焼酎は110%台、その他清酒90%。ビール全体(発泡酒、第三のビール)は95%となり、発泡酒が落ち込んでいる。酒類によっては低価格酒にシフトしている。

燃料小売業

県内では10月から30円/m³程度プロパンガスの値上げが始まったが、11月以降更に第2段の値上げがあるかも。輸入価格の急上昇に伴い、タクシー業界はプロパンガスの値上がり(台数増もあるが)により経営状況の悪化が厳しい。

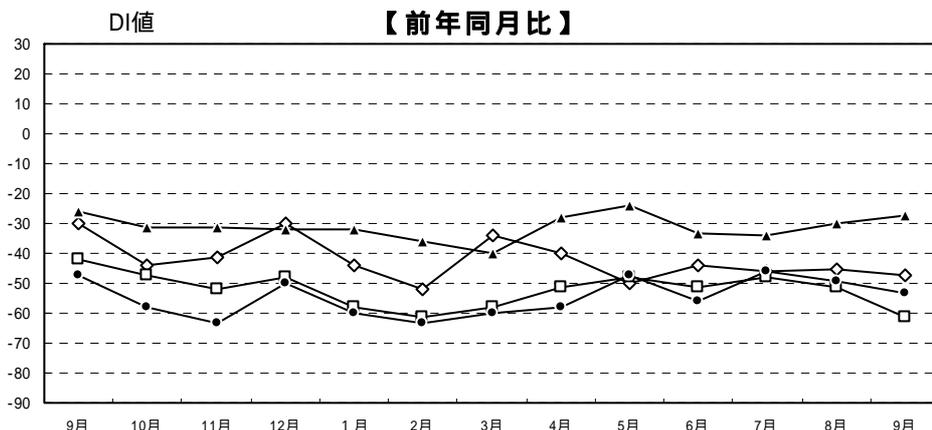
商店街等(盛岡市)

9月は山車まつり、街中で懐かしき博覧会等のイベント展開で賑わいづくりができた。ファミリー層も徐々にではあるが商店街へ戻りつつあるように感じられる。下旬にダイエー盛岡店の閉店が11月27日と決定し、その影響の大きさに不安を抱いている。

倉庫業(矢巾町)

前年同月対比2ヶ月連続微増の売上、収益が数値として現われ、多少なりとも業界の景況も上向傾向にあると推考される。在庫高、月末保管残高共に高水準である。

売上等の動向(全業種DI値)



景気動向指数
 DI (デフュージョンインデックス) 値
 DI 値は「好転」業種割合から「悪化」業種割合を差し引いた数値

- ... 売上受注
- ... 収益状況
- ... 資金繰り
- ... 景況



山形村木炭多用途生産企業組合

理事長	谷地 忠一
組合員数	5名
出資金	1,000,000円
住所	九戸郡山形村荷軽部 3-18
電話	0194 - 72 - 2221

主要産業の副産物を活かしたニュービジネス

北上山地の北端に位置し、豊かな山林に囲まれた九戸郡山形村。総面積の約9割を山野が占める山形村は、古くから牛飼いと炭焼きの里として知られ、豊かな自然を活かした林業や農畜産業が村の経済基盤を支えている。

本県は、ピーク時において黒炭を中心に 20 万トン以上を生産した木炭王国であり、家庭での調理や暖房の熱源が木炭から石油に移行したエネルギー革命以降、木炭需要は減少の一途を辿ることとなったが、現在でも岩手木炭は全国生産量の約4分の1を占めると言われている。

木炭を生産するには多大な手間と時間を要するが、その過程で「木酢液」という副産物が得られる。木酢液は、木材を乾留する際、炭窯から出る煙を冷却することで生じる液体を原料とし、これを採取して、半年から1年程静置させると原液は3層に分離する。これらは上から薄膜層・木酢液・タール層となり、このうちの間層を採取して不純物を除去すると「木酢液」の完成である。

山形村の炭焼き事業者によって設立された「山形村木炭多用途生産企業組合」は、周辺各地に点在する炭焼窯から木酢液の原液を回収する専用車、静置・精製を行う12槽の巨大タンクを所有しており、「木酢液」の大量生産能力を有する。

木酢液は強い殺菌作用を示し無農薬志向の農家から農薬の代用品あるいは土壌改良剤として注目を集め、その他にも入浴剤や消臭剤としての用途も増えており、売上は緩やかながら順調に右肩上がりを見せている。木酢液が特定農薬に指定されればその需要は大きく跳ね上がることが予想され、今後が楽しみなビジネスである。（現在、農薬の効果をうたった木酢液の販売は禁止されており、使用者の自己責任において使用可能。）



木酢液回収車

木炭のおはなし

古くから日本人に親しまれてきた木炭は、大きく「白炭」と「黒炭」の2つに分けられる。その違いは生産方法にあり、どちらも窯を 400～800 に熱して木材を熱分解する訳だが、仕上げの精錬工程「ねらし」のやり方によって木炭の性質に違いを生み出す。「ねらし」とは、最後に焚き口を空けて窯から炭のガスを抜く作業のことで、「黒炭」の場合、「ねらし」の後、窯を石や粘土で密閉して火を落とし、自然に冷却させてから炭を取り出す。これに対し、「白炭」は「ねらし」の過程で焚き口を大きく開き、大量の酸素を取り込んで窯内の温度を 1,000 にまで引き上げ、その後、水分を含んだ灰（消粉）をかぶせ火を消して仕上げを行う。

「白炭」は、その表面に白い灰が付着しており、叩くと金属のような澄んだ音を発し、火付きが悪い反面、火持ちは非常に良い。「黒炭」は、外観が黒く、叩くと土器のような鈍い音がして、火付きが良い反面、燃焼速度が速いという特徴を持っている。

また、材料となる木材の種類によっても炭の性質は異なり、杉などの針葉樹から作られた木炭は、火付きが良く、すぐに高温に達するが、材料がクヌギやナラ、カシなどの広葉樹である場合は、着火が悪い反面、燃焼速度が遅く、火持ちが良くなる。ちなみに有名な備長炭とは、カシやウバメガシから作られる白炭のことである。

バブル期における消費者の本物志向から料理店を中心に高級木炭の利用が活発となったが、平成に入ると安価な中国産木炭の需要が高まり、特に、焼き鳥やうなぎの蒲焼きなどの飲食店では、中国産白炭の需要が8割を占めると言われている。しかし、中国では国内の環境破壊を防止するため、2004年10月から竹炭や加工炭を除く木炭の輸出禁止措置を行い、以降、国内在庫は確実に減少しているものと見られている。未だ「備長炭（白炭）」神話が残るものの、このことは、品質・規格ともに優れ、日本一の生産量を誇る本県産黒炭のブランド化に大きな追い風となるだろう。

組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q . 中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないのですが、絶対にいけないものなのでしょうか？また、その根拠はどういったものなのでしょうか？

A . 組合員は1口以上の出資を有しなければならないことは、中協法第10条に規定されています。また、その出資額を限度として責任を負うものであることも同条第5項に規定されています。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づいて協同して事業を行う組織ですので、これらを総合して考えると、組合とは組合員のためのものであるため、員外者が出資するということはありません。

しかし、員外者に組合事業を利用させるうえで必要があるならば、別途保証金等に対応するべきではないかと考えられます。

組 織 化 動 向

組 織 化 動 向				
東日本情報支援協同組合 大船渡地域を主体とした異業種グループが、各社の異なる経営資源を持ち寄って共同購買やETC事業、技術継承、海外展開、ホームページによる情報発信事業等を検討してきたが、これらの事業計画を本格的に始動するため、事業協同組合設立による組織化を実現。	理事長	下館 正志	出資金	550万円
	住 所	大船渡市	組合員	7人
	事 業	・共同購買事業 ・ETC ユーレポートカードの共同精算事業 ・共同情報発信事業 ・外国人技術研修生の共同受入 ・教育情報事業 ・福利厚生事業		

会 員 動 向

岩手県採石工業組合	創立30周年記念式典開催	10/5
	岩手県採石工業組合（盛岡市、佐々木嘉七理事長）は創立から今年で30周年を迎え、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングで記念式典が盛会に催された。	
社団法人岩手県 高圧ガス保安協会	創立50周年記念式典開催	10/12
	社団法人岩手県高圧ガス保安協会（盛岡市、細谷地諄吉会長）は創立から今年で50周年を迎え、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングで記念式典が盛会に催された。	



【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 部
12月 4日(日)	中小企業組合士検定試験(仙台) 場所 宮城県商工振興センター2階会議室	総務企画部
12月 9日(金)	若手経営者連携交流フォーラム 場所 ホテルメトロポリタン盛岡 ニューウイング 時間 14:00~	市場開発部
12月15日(木)	平成17年度中小企業団体情報連絡員会議 場所 ホテルルイズ 会議室 時間 15:00~ 講師 日本銀行盛岡事務所長 藤井一男 氏	総務企画部

主要日誌 (10月1日~10月30日)

中央会主催・関連事業	関係機関・団体主催行事への出席等
・大連経済事情視察会 (10/15~19)	・最低賃金専門部会 (10/3)
・組合女性職員研修会 (10/26~27)	・岩手県採石工業組合創立30周年記念式典 (10/5)
・市場創出・販路開拓セミナー (10/28)	・工芸鉄器等の欧米市場調査研究委員会 (10/6)
	・経営高度化事業推進委員会 (10/6)
	・盛岡市技能功労者表彰委員会 (10/11)
	・盛岡市産業振興懇話会 (10/12)
	・社団法人岩手県高圧ガス保安協会創立50周年記念式典 (10/12)
	・最低賃金審議会 (10/14)
	・中小企業大学校関係機関連絡会議 (10/17)
	・盛岡ブランド認証制度検討委員会 (10/18)
	・岩手県高年齢者雇用フェスタ (10/19)
	・知的財産利用活用セミナー (10/20)
	・岩手県消費生活審議会 (10/21)
	・第58回東北経営者大会 (10/27)
	・岩手県社会福祉大会 (10/27)
	・岩手県議会政策研究朝食会 (10/27)
	・貸付審査委員会 (10/31)

~ 平成17年度第2・四半期官公需落札ニュース ~

国等の中小企業向け物品等の落札情報は、次のとおりとなっております。

・役務の落札結果等に関する情報

(単位：千円)

発注機関名	役務名	入札日	予定価格	落札価格	備考
東北地方整備局 胆沢ダム工事事務所 TEL:0197-46-4711 FAX:0197-46-4361	東前川山地区用地 測量等業務	7月21日	7,340	7,000	
	尿前地区用地 測量等業務	8月9日	23,880	23,500	
	石渚野地区用地 測量等業務	8月9日	30,150	29,000	
	胆沢ダム付替町水道 設計業務	9月12日	8,840	6,000	

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます

労働者を雇っている事業主は、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

平成 17 年 11 月 1 日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の 100%又は 40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収のポイント

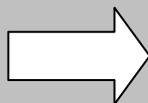
1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「故意」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の 100%を徴収

労災保険の加入手続きについて行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから 1 年を経過して、なお手続きを行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「重大な過失」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の 40%を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付（*）の額に 100%又は 40%を乗じた額が費用徴収の徴収金額となります。

* 療養開始後 3 年間に支給されるものに限りです。

また、療養（補償）給付及び介護（補償）給付は除かれます。

費用徴収制度とは

労働者を 1 人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。

この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から 10 日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続きを行わなければなりません。

事業主がこの加入手続きを怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。（別途、遡って保険料も徴収されることとなります。）

平成 17 年 11 月 1 日から、この費用徴収制度強化され、労災保険から給付を受けた金額の 100%又は 40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収制度の詳細については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問合せ下さい。